

院外処方せん発行手順書

[保険薬局向け]

2013年4月作成

2020年8月改訂

2021年7月改訂

2022年2月改訂

日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院
薬剤部

1. 診療体制

1) 外来診察時間

月～金曜日 8：50～17：20

休診日 土・日・祭日・1月1～3日・5月1日・12月29～31日

救急外来 24時間体制

2. 院外処方せん全面発行

1) 発行時期

平成25年5月7日（火）より

2) 対象診療科

全科

詳しくは、当院ホームページ（www.nagoya-1st.jrc.or.jp）を参照下さい。

3) 院外処方せん発行時間帯

時間内（8：50～17：20）

ただし、診療が遅延する場合があります。

3. 採用医薬品

1) 採用医薬品のリスト

当院薬剤部から中村区薬剤師会を通じて愛知県薬剤師会ホームページ（www.apha.jp）の会員用サイト＞部会・委員会＞分業定着化委員会に掲示されています。

また新規採用・中止医薬品については、定期的に中村区薬剤師会に報告します。

4. 後発医薬品

1) 後発医薬品への変更について

「処方せんに記載された医薬品の後発品への変更」（平 24.3. 保医発 0305 12）に基づき、処方せんを発行します。

2) 後発医薬品への変更を不可とする場合

後発医薬品への変更、含量規格の変更、剤形の変更

処方薬の「変更不可」欄への「×」と変更禁止の内容を記載します。

3) 保険薬局からの報告

保険薬局で、後発医薬品に変更調剤された場合には、保険薬局所定の用紙で、変更の都度、薬剤部にFAXして下さい。

電子カルテに取り込みますので、必ず処方せん左上の 10 桁の患者番号を記載して下さい。

4) お薬手帳の表記のお願い

後発医薬品への変更調剤を行った場合は、変更された先発名がわかるようにお薬手帳に記載していただけるようお願いいたします。

例) チザニジン錠 (テルネリン)

5) 一般名処方について

一般名処方による処方せんの交付に向け準備しています。

開始する際は、開始時期・方法など中村区薬剤師会を通じて報告します。

6) その他

外用薬の剤形変更は不可とします (軟膏→クリーム 製剤の変更等)。

5. 当院における調剤内規について

1) 当院の調剤内規・約束処方

別添の「日赤愛知 名古屋第一病院 薬剤部 調剤内規」をご覧ください。

2) 保険薬局における調剤について

当院の調剤内規に準じて調剤していただく必要はありませんが、調剤方法が大きく変わる場合は、患者さんに混乱がないよう説明して下さい。

6. 疑義照会

1) 窓口

電話番号 : (052) 481-5111 (病院代表)

FAX 番号 : (052) 485-1124 (薬剤部)

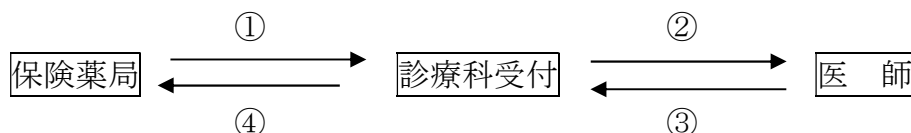
	営業日時間内 月～金曜日 (8:50～17:20)	時間外・休診日 ※緊急時のみ対応
処方関係	各診療科受付窓口	薬剤部
保険関係	医事業務管理課外来係	救急外来受付
調剤関係	薬剤部	薬剤部

2) 運用について

病院交換手に問い合わせをする部署を指定し、以下の手順に従って下さい。
なお、時間外は緊急時のみ対応します。

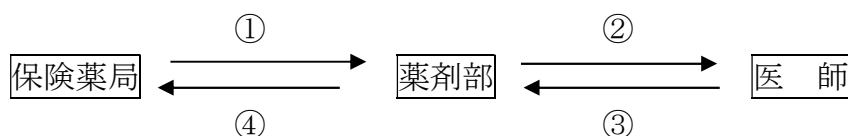
(1) 処方関係

[時間内]



- ① 保険薬局は、診療科受付に疑義照会の電話をする。
(患者の受診した診療科を申し出て下さい。電話交換手を取り次ぎます。)
- ② 診療科受付は、処方した医師に疑義内容を報告し、指示を仰ぐ。
- ③ 医師は、診療科受付に疑義に対する回答を行う。
(医師は、保険薬局に直接電話で回答してもよい。)
- ④ 診療科受付は、保険薬局に回答内容を電話で回答する。

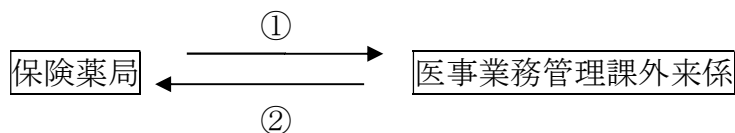
[時間外]



- ① 保険薬局は、薬剤部に疑義照会の電話を入れる。
- ② 薬剤部は、処方した医師に疑義内容を報告し、指示を仰ぐ。
- ③ 医師は、薬剤部に疑義に対する回答をする。
(医師は、保険薬局に直接電話で回答してもよい。)
- ④ 薬剤部は、保険薬局に回答内容を電話で回答する。

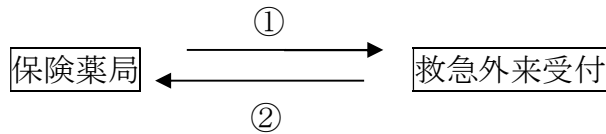
(2) 保険関係

[時間内]



- ① 保険薬局は、医事業務管理課外来係に疑義照会の電話を入れる。
- ② 医事業務管理課外来係は、保険薬局に電話で回答する。

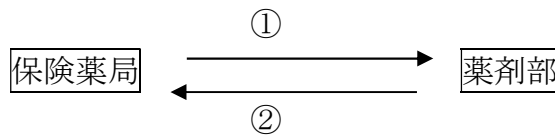
[時間外]



- ① 保険薬局は、救急外来受付に疑義照会の電話を入れる。
- ② 救急外来受付は、保険薬局に電話で回答する。

(3) 調剤関係

[時間内・時間外]



- ① 保険薬局は、薬剤部に疑義照会の電話を入れる。
- ② 薬剤部は、保険薬局に電話で回答する。

(4) 調剤関係の疑義照会

以下の項目は調剤関係の問い合わせに含めます。

保険薬局は(3)調剤関係の運用に従い、薬剤部に疑義照会の電話を入れる。

- ① 先発医薬品の調剤変更
 - a) 先発品同士の変更
ex. ノルバスク錠→アムロジン錠
 - b) 先発品の剤形変更
ex. タケプロン OD 錠→タケプロンカプセル
 - c) 先発品同士の処方規格の別規格への変更
ex. 5mg錠 1回2錠→10mg 1回1錠
- ② 患者が希望する調剤変更
 - a) 粉碎・混合調剤
 - b) 一包化調剤

(5) 残薬対応(原則、「残薬調整し調剤後 FAX で情報提供」とします)

処方せん備考欄に残薬を確認した場合の対応が記されます。指示のある場合は以下の手順に従って下さい。

- ① 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤
 - (1) 処方関係 の手順に準じます。
- ② 保険医療機関へ情報提供

疑義照会として報告のみして下さい。

(6) 保険薬局からの疑義照会報告

保険薬局は、疑義照会の内容を報告して下さい。

処方せんの下段 疑義照会報告（欄）に記入し薬剤部にFAXして下さい。

(7) 疑義照会不要の取り決め

① 湿布薬や軟膏での包装規格の変更にすること

ex. モーラスハップ（6枚入り）×7袋 → （7枚入り）×6袋

総数が異なる場合は調剤関係の疑義照会とする。

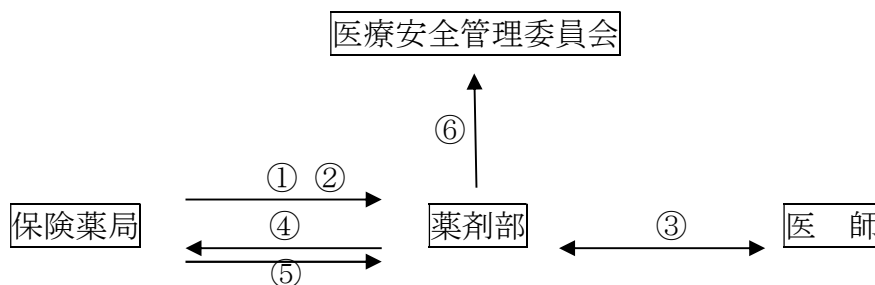
② 経過処置による名称の変更

患者に説明の上、変更可とする。

③ 分割調剤

④ 自主回収などで供給不可能となった医薬品は、同一成分であれば規格等変更可とする。この場合、FAXで情報提供すること。

7. 調剤過誤発生時の対応



① 保険薬局は、直ちに薬剤部に電話で報告する。

② 保険薬局は、調剤過誤報告書を記載し、当該処方せんと共に薬剤部にFAXする。

③ 薬剤部は、処方した医師に連絡して対応を協議する。

④ 薬剤部は、協議結果に基づき保険薬局に指示する。

⑤ 保険薬局は、事後対応について文書で薬剤部に報告する。

⑥ 薬剤部は、インシデント・アクシデントレポートを作成し、医療安全管理委員会へ報告する。

8. その他

1) 服薬説明不要の場合

処方せんの備考欄に「服薬説明不要」のコメントが記載されます。

この場合、薬剤情報提供書及び服薬指導は不要となります。

2) 在宅患者訪問薬剤管理指導（又は居宅療養管理指導）

指導を依頼する場合は、処方せんの備考欄に「訪問薬剤管理指導（又は居宅療養管理指導）」のコメントが記載されます。

保険薬局は訪問指導を実施する度に情報提供書を薬剤部にFAXして下さい。